

岡山県福祉サービス第三者評価機関認証要領

(目的)

第1条 この要領は、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証の要件（以下「認証要件」という。）及びその手続等について定めることにより、第三者評価事業の公平かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(認証要件)

第2条 評価機関の認証要件は、別紙「岡山県福祉サービス第三者評価機関認証要件」のとおりとする。

(認証の申請)

第3条 評価機関としての認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認証申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、岡山県知事（以下「知事」という。）に認証申請を行うものとする。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 法人登記簿謄本
- (3) 事業計画書及び事業概要
- (4) 収入支出決算書及び貸借対照表
- (5) 第三者評価実施に当たっての基本理念及び評価の実施手法に関する規程
- (6) 評価調査者一覧（別紙1）
- (7) 評価調査者養成研修修了証書の写し
- (8) 守秘義務に関する規程
- (9) 倫理規程
- (10) 苦情解決体制の概要
- (11) 料金表
- (12) 第三者評価事業運営に関する誓約書（様式第2号）
- (13) その他特に必要と認められる書類

2 他の都道府県で認証を受けている申請者は、前項に掲げる書類に追加して次の書類を添付するものとする。

- (1) 他の都道府県で認証を受けている福祉サービス第三者評価機関認証書の写し
- (2) 過去3年間の評価実績（サービス種別毎実績）

(認証)

第4条 知事は、前条の申請を受けて審査を行い、認証要件を満たす場合は、これを認証する。

2 知事は、認証に当たっては、あらかじめ岡山県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、他の都道府県で認証を受けている申請者に係る認証に当たっては、推進委員会からの意見聴取に代えて、過去3年間の評価実績等を勘案することとし、審査結果を事後に推進委員会に報告するものとする。

3 知事は、評価機関を認証したとき、又は評価機関を認証しないこととしたときは、速やかにその旨を申請者に通知する。

(認証の有効期間)

第5条 前条第1項の認証の有効期間は、当該認証を受けた日から起算して3年とする。

(認証の更新)

第6条 第4条第1項の認証は、3年ごとに更新することができる。この場合において、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上のときは、当該評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満のときは、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

2 知事は、評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、推進委員会の審議を経て、更新を行わないことができる。

(1) 第2条に規定する認証要件のいずれかが欠けたとき。

(2) 過去3年間評価実績がないとき。

(3) 知事に対する定期的な事業報告又は知事への協力を行わないとき。

(4) 他の都道府県で認証を受けている評価機関について、当該都道府県の認証が取り消されたとき。

(5) 次に掲げる不正な行為が行われたとき。

ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取る行為

イ 守秘義務に違反する行為

ウ サービス利用者又は事業者の人権を侵害する行為

エ 法令に違反する行為

オ その他社会通念上不正な行為と認められる行為

(変更・廃止の届出)

第7条 評価機関は、第3条に規定する申請書に記載した事項並びに同条第1項第1号、第2号及び第5号から第10号に掲げる書類に変更があったときは、変更の事由が発生した日から30日以内に、その旨を変更届（様式第3号）により知事に届け出なければならない。

2 評価機関は、事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に、その旨を廃止届（様式第4号）により知事に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第8条 知事は、評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、推進委員会の審議を経て、認証を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項の更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していないとき。

(2) 第6条第2項各号のいずれかに該当したとき。

2 知事は、評価機関の認証を取り消したときは、その旨を評価機関に通知する。

(事業実績等の報告)

第9条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに知事に対し、実績報告書（様式第5号）により第三者評価事業の実績等を報告するものとする。

2 評価機関は、県が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、認証を実施するに当たり必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和元年9月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に認証を受けている評価機関に係る認証の有効期間については、第5条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。